

両立支援等助成金

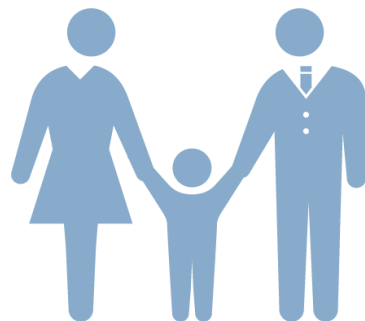
不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に利用させた中小事業主に対し、助成金が支給されます。

助成金対象条件

① 環境整備・休暇の取得等

- 不妊治療と仕事の両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度の周知を行うこと。
- 両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上労働者に利用させたこと。



② 長期休暇の加算

- 休暇を20日以上連続して取得させ、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合。

休暇制度・両立支援制度

不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可)、
所定労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

助成額

1事業主あたり
5人まで



① 環境整備・休暇の取得等

助成額	28.5万円
生産性達成時	36万円

② 長期休暇の加算 (1人当たり)

助成額	28.5万円
生産性達成時	36万円